

さらに、研修手当と同様、「管理費」等の名目で技能実習生の賃金から不法に控除することはあってはならないことです。

2 適正な在留のための留意点

技能実習に移行した場合、実習実施機関は、技能実習制度について理解をし、技能実習告示を遵守して技能実習を行うことが必要であり、そのために重要な事項は以下のとおりです。

(1) 第一次受入れ機関の役割

技能実習移行後は、研修時の第一次受入れ機関は技能実習生を受け入れる機関ではなくなります。したがって、上記1(2)で述べたように実習実施機関が責任を持って技能実習活動を実施しなければなりません。

しかしながら、第一次受入れ機関が研修を監理していた実態にかんがみ、技能実習本体の活動、すなわち技術等の修得以外で技能実習の実施に協力することは望ましいことです。

具体的には以下のような事項について協力することが望まれます。

① 技能実習生の生活面でのフォローアップ

第一次受入れ機関は、上記第2の研修の項で述べたように、生活指導員に対する指導を行うノウハウを持っていることから、技能実習生の生活面において実習実施機関をフォローして、技能実習生の生活指導・管理が適切に行われるような体制づくりに協力することが望まれます。

② 地方入国管理局等からの指導の徹底

地方入国管理局等は適正な技能実習の実施のために必要な指導等を行います。研修期間中第二次受入れ機関を監理していた第一次受入れ機関も、地方入国管理局等の指導の内容について、実習実施機関に徹底を図り、技能実習が適切かつ確実に実施できるように協力することが望まれます。

③ 実習実施機関への意識の徹底

上記1で述べたように、技能実習制度は研修と異なる制度であること、実習実施機関が責任を持って指導・監理を行うこと、第一次受入れ機関はあくまで補助的な役割を担うものであること等の技能

実習制度の在り方を実習実施機関に徹底することが望まれます。

④ 実習実施機関における不法就労の排除の指導

不法就労外国人を雇用することは入管法違反となりますが、研修生受入れ機関と同様、実習実施機関でも不法就労者を排除することが重要であり、第一次受入れ機関から指導を行うことが望まれます。

(2) 実習実施機関の役割

① 技能実習の適正化のための方策の実施

上記1のとおり、実習実施機関は、技能実習の中心的な存在として、研修とは異なる制度である技能実習を適正に行う義務がありますが、技術等の指導以外の面でも技能実習の適正化のために必要な事項については積極的に実施することが望まれます。

具体的には、技能実習生の生活面でのフォローアップ、修得する技術等に係る知識の指導等を実施することが望まれます。

② 不適切な方法による技能実習生の管理の禁止

実習実施機関は、技能実習生の失踪等問題事例の発生を口実として、技能実習生に対し宿舎からの外出を禁止したり、技能実習生の旅券や外国人登録証明書を預かったりしてはいけません。外出を禁止することは、人権侵害につながりかねず、また、旅券や外国人登録証明書は法令上携帯義務が課せられているので、法令違反に問われることにもなりかねません。

仮に、技能実習生から保管して欲しい旨の要望があったとしても、預かるべきではありません。

また、中には、技能実習生の賃金が振り込まれる銀行等の通帳を預かる実習実施機関がありますが、賃金の未払いにつながりかねないものであり、技能実習生から要望があったとしても、預かるべきではありません。

③ 失踪事例の取扱い

技能実習生の失踪が発生した場合は、JITCOを通じて地方入国管理局等への報告を行った上で、他の研修生、技能実習生、本国の家族等に問い合わせること等により、失踪者の所在（就労先等）の把握に努め、失踪者の所在を確認したときは、直ちに失踪の届出を行った地方入国管理局等及び失踪者の住所地を管轄する地方入国